

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

香川県教育委員会

この基準は、香川県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員及び市町（学校組合）立の小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員（以下「職員」という。）がセクシュアル・ハラスメント等（以下「非違行為」という。）を行った場合の標準的な懲戒処分の基準を明記することにより、職員にさらなる自覚を促すとともに、非違行為の防止を図り、県民の教育に対する信頼を確保しようとするものである。

第1 基本事項

この基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な処分の決定に当たっては、当該職員の職責、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断する。

第2 基準

1 セクシュアル・ハラスメント

- (1) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。

※「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場や学校（以下「職場等」という。）における性的な言動及び他の職員、児童生徒等を不快にさせる職場等の外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれにあたる。

※ 懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分以外の訓告等の措置を行うことができる。

2 わいせつな行為

- (1) わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。
- (2) 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

※「わいせつな行為」とは、

- ・刑法
- ・軽犯罪法
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
- ・香川県青少年保護育成条例
- ・香川県迷惑行為等防止条例 などに違反するわいせつな行為等をいう。

3 体罰

- (1) 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
- (3) 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

※「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。

※「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。

4 監督責任

- (1) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。
- (2) 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

5 施行日

この基準は平成17年11月22日から施行する。

6 附則

この基準は、平成29年10月27日から施行する。